≪海南税務署からのお知らせ≫

マイナポータル連携で確定申告をもっと便利に【第３弾】

源泉徴収票の提出が変わります！給与事務も確定申告もぐっと便利に！

給与の源泉徴収票の作成･提出、書面での管理に手間がかかっていませんか？

令和８年分以後は、**源泉徴収票のみなし提出の特例**により、
市区町村へ「給与支払報告書」を提出することで、
税務署へ源泉徴収票を提出したものとみなされます。

これにより、これまで必要だった
税務署と市区町村への“二重提出”が解消され、事務負担の軽減につながります。

さらに、給与支払報告書を **eLTAX** で提出すると、
そのデータが税務署へ連携され、**マイナポータルとの連携対象**となります。

その結果、従業員の方が確定申告をする際、
給与の源泉徴収票データをマイナポータル連携で自動取得し、申告書へスムーズに入力できます。

- ✅ 税務署提出が不要となり事務負担を軽減
- ✅ 二重提出の解消で効率化・ペーパーレス化
- ✅ 従業員の方の確定申告がよりスムーズに

※ 従業員への源泉徴収票の交付は、引き続き必要です。

詳しくは、特設ページをご覧ください　→→→

特設ページはこちら

確定申告は、**待ち時間なく申告できる「e-Tax」をぜひご利用ください。**

（注） 税務署での相談（申告書の作成ややり直し）には、
①スマホ、②マイナンバーカード、③2つの暗証番号（※）、④事前予約が必要です。

※ 2つの暗証番号とは

- □ **数字４桁（利用者証明用電子証明書）**
- □ **英数字６～16桁（署名用電子証明書）**

マイナンバーカード作成時に設定したものです（税務署で設定したものではありません）。
有効期限切れや不明な場合は、お住いの市町の窓口にお問い合わせの上、
再発行・再設定をお願いします。